

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【日本学術振興会】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日4日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本学術振興会

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 利益剰余金の処分については、独立行政法人日本学術振興会法第20条に則り、適切に処理している。 なお、本法人は土地・建物等の固定資産は有していない。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● 該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 本法人は、自社ビル等の不動産を保有しておらず、事務所は賃貸である。また、公用車(運転手を含む)も保有していない。 ○ 事務所については、一番町に2つ、麹町に1つの合計3カ所に分散していたものを、平成23年2月(一番町の事務所を1つに統合)及び平成24年12月(麹町事務所への統合)の2回の移転作業により1カ所に集約し、経費の抑制と業務運営の効率化を実現した。 ● 管理部門経費については、効率的・効果的な執行を徹底し経費削減を進めているところである。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	● 該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	● 北京研究連絡センターについては、引き続き大学等との共同利用を推進している。 バンコク研究連絡センターについては、日本学生支援機構バンコク事務所と平成22年度末に共用化について合意し、平成24年3月より事務所の共用を開始し、継続している。 平成23年4月より宇宙航空研究開発機構バンコク事務所との会議室の共用を開始し、継続している。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	● 該当なし。

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本法人は、自社ビル等の不動産を保有しておらず、事務所は賃貸である。また、公用車(運転手を含む)も保有していない。 ○ 事務所については、一番町に2つ、麴町に1つの合計3カ所に分散していたものを、平成23年2月(一番町の事務所を1つに統合)及び平成24年12月(麴町事務所への集約)の2回の移転作業により1カ所に統合し、経費の抑制と業務運営の効率化を実現した。
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「随意契約等見直し計画」(平成22年4月策定)に基づき、随意契約について内容を精査し、真にやむを得ないものを除き、随意契約から一般競争入札への移行を図っている。また、一般競争入札において、一者応札となった契約については、入札情報の工夫、公告期間等の確保、履行期間の確保、競争参加要件の見直しに関する周知徹底等の見直しを図っている。 【22年度】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 735,568千円(43.0%)、競争性のない随意契約 974,027千円(57.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 63件(63.0%)、競争性のない随意契約 37件(37.0%) 【23年度】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 651,711千円(42.3%)、競争性のない随意契約 888,238千円(57.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 61件(71.0%)、競争性のない随意契約 25件(29.0%) 【24年度】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 1,092,037千円(46.0%)、競争性のない随意契約 1,279,888千円(54.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 59件(71.1%)、競争性のない随意契約 24件(28.9%)
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人において締結された契約について、「随意契約等見直し計画」に基づく改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のホームページに公表している。

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、日本学術振興会と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p> <p>また、ホームページ上に入札公告を掲載するなど入札情報の工夫をしているほか、公告期間等の確保、履行期間の確保、競争参加要件の見直しの周知徹底等を図っている。そのほか、「契約の公表に関する取扱いについて」を定め、一定額以上の契約については、契約締結の翌日より1年間ホームページに公表するなど、契約等の情報公開に取り組んでいる。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 該当なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 共同調達の可能性を検討するため、国や他の独法の実施状況について情報を収集している。実施については、コスト縮減の費用対効果を検討・見極めの上で判断する。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 本法人の実施する事業は、大学等の研究者が行う学術研究の振興を目的とする事業であり、競争入札等にはなじまないと考えているが、ホームページ再構築に係る業務については、効率化の観点から、アウトソーシングを行っている。</p> <p>また、「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月閣議決定)において、本法人の業務基盤サーバ等の更新・保守業務については、平成29年度から民間競争入札の落札者による事業を実施することとなったことから、その実施に向け対応していく。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 随意契約等見直し計画や契約監視委員会等の取り組みを通じて、経費の削減等に努めているところである。公共サービス改革分科会の検討結果も踏まえつつ、今後とも調達の効率化に向けた努力を続けていく。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化

① 人件費の適正化

○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。

○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。

イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。

● 特例法に基づく国家公務員の給与見直しに準じて、役員報酬規程及び職員給与規程を改正し、平成24年4月から以下の措置を講じている。
【役員】本給月額、期末・勤勉手当の減額支給(9.8%)等を実施
【職員】本給月額の減額支給(本給の級により、9.8%・7.8%・4.8%に区分)、期末手当・勤勉手当の減額支給(9.8%)等を実施
また、「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役員退職手当規程及び職員退職手当規程を平成25年3月25日に改正し、役員及び職員の退職手当の支給水準を引き下げた。

● 平成16年の給与実態調査(対国家公務員指数125.6)を踏まえ、給与改定の実施や給与体系等の見直しを実施した結果、本年の同指数は110.6となり、着実に給与水準の削減が図られているところである。なお年齢・地域・学歴勘案したラスパイレース指数は96.4となり、国家公務員と同等以下の給与水準となっている。なお、これまで以下のような措置を講じてきている。

1. 人事院勧告を踏まえた給与改定
人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定を実施している。
(主な改正 15年度△1.09%、17年度△0.30%、平成18年度△4.8%、平成21年度△0.20%、平成22年度△0.10%、平成23年度△0.23%)
2. 給与体系等の見直し
・給与格付の引き下げ[平成16年7月、平成18年4月、平成20年4月、平成22年4月]
・給与水準の引き下げ(俸給表の見直し)[平成18年度](△4.8%)
[平成21年度](△0.20%)、[平成22年度](△0.10%)、
[平成23年度](△0.23%)
・管理職員手当の見直し(本給月額20%→16%~20%)[平成18年度]
・管理職員ポストの削減(課長職△1)[平成19年度]
・職員の昇給号俸数の抑制[平成20年1月~]を実施。
3. 特例法に基づく国家公務員の給与見直しに準じた給与削減措置の実施

対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、上記方策を実施することにより平成25年度において年齢勘案で110程度を目標とする。

● 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のホームページに公表した。

<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準の検証においては、監事監査において特に個別に説明し、厳格なチェックを受けた。具体的には、書面監査だけでなく担当者のヒアリングを実施することで、国家公務員の給与水準にも留意しつつ、給与、諸手当等に係る規程等の改正の状況など、給与水準の妥当性の検証を行い、厳格に監査を実施している。</p> <p>また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、「給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。」とされたことを踏まえ、独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会及び文部科学省独立行政法人評価委員会においても、業務実績の一つとして給与水準について事後評価を受けている。</p> <p>なお、「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等にあたっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)に基づき、当法人の「役職員の報酬・給与等について」を毎年度公表している。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 平成25年度においては、既存事業の徹底した見直し、効率化等により一般管理費については対前年度△3%の効率化を達成することとしたほか、その他の事業費(競争的資金を除く。)については、対前年度△1%以上の業務の効率化を図ることとして、平成25事業年度計画予算を策定した。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費に関しては、レクリエーション経費・慶弔見舞金等に関して、法人からの支出は行っていない。労働安全衛生法に基づく健康診断費用、産業医等の人件費、人間ドック、インフルエンザに係る予防接種の一部補助、永年勤続表彰の経費を法定外福利厚生費として支出している。永年勤続表彰に関しては、国及び他法人の動向を見つつ、引き続き検討することとしている。</p> <p>職員の諸手当に関しては、諸手当の適切性に関して、検討の結果、俸給の特別調整額(振興会における管理職手当)は、現在の職員構成で試算をしたところ、現状においては国と同様の定額制を導入するよりも定率制の方が人件費を抑えられるため、現状では定率制を維持することとし、定額制の導入については引き続き検討することとしている。</p> <p>なお、給与振込費は金融機関との交渉により無償としている。また、海外出張旅費など、旅費規程については国家公務員と同一の取扱いをしているが、さらに運用において、より割引率の高い航空運賃等の利用を徹底させている。</p>

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 当法人が実施する事業は、研究者や学術研究機関の支援を目的としているものであり、概算要求等の積算の段階から、支援内容を明確にすることで事業の重複を排除するとともに、支援の目的、支援研究者（機関）数、支援対象等についても明示しているところである。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 監査体制については、主計課監査係による会計経理面の日常的なチェックを実施した上で、業務及び会計経理全般における監事監査を実施する体制を整えているところである。監事監査にあたっては、監査室が補佐することとしている。 また、平成22事業年度より、独立行政法人通則法第40条により文部科学大臣から選任された会計監査人による法定監査を受けており、適切に内部統制が実施されているかについても監査を受けている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 寄付金の確保に努めながら、運営費交付金に依存することなく、国際生物学賞や各種寄付金事業を実施しているところである。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 該当なし。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 本法人の事業においては、事業ごとに研究者等学識経験者からなる第三者委員会を設置して、二段階によるピア・レビューを実施するなど、審査・評価を公平・公正に行っているところである。また、審査・評価終了後には、審査委員の名簿を公表し、透明性の確保に努めている。 質の高い審査・評価システムを構築するため、第一線の研究者から構成される学術システム研究センターにおいて、各種事業の審査委員候補者案の作成や審査結果の検証・分析などを実施している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 本法人が実施する科学研究費助成事業、特別研究員事業、国際交流事業等の各種事業においては、それぞれの事業に応じて、中間評価、進捗状況評価、事後評価を実施しており、評価に係る報告書や評価結果等はホームページに掲載し、広く公表している。</p>

No.	25	所管	文部科学省	法人名	日本学術振興会
-----	----	----	-------	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 学術研究の助成	文部科学省との役割分担の見直し等、競争的資金制度の大括り化の推進	23年度中に実施	事業遂行に関する文部科学省との役割分担の見直しや審査結果・進捗よく評価結果に関する他機関との情報提供を通じた事業の効率的な遂行を実現する。 また、科学研究費補助金制度については、本法人が公募・審査を行い、文部科学省が交付を行っている「特別推進研究」、「若手研究(A・B)」については、本法人に一元化する。さらに、大括り化の検討を含め、効果的、効率的な研究助成を実施する観点から研究種目を継続的に見直す。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。	1a	・科研費について、文部科学省との役割分担の見直しを行い、これまで本法人が公募・審査を行い、文部科学省が交付を行っていた「特別推進研究」及び「若手研究(A・B)」について、平成23年度に本法人に一元化した。 ・上記の研究種目も含めて審査結果・進捗よく評価結果に関する他機関との情報提供を行い、引き続き事業の効率的な遂行を図る。 ・平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、文部科学省においては競争的資金の在り方について検討を行い、平成23年度予算においては競争的資金制度全体について予算要求の縮減となる中、科研費については適切に対応した。 ・研究種目については、文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会において検討を行っており、その検討状況をもとに継続的に見直す。	措置済み
02 学術の振興に関する調査及び研究	ガバナンスの強化、センター研究員への謝金支払の適正化、学術研究動向調査研究の適正化	23年度から実施	学術システム研究センターの組織運営について、外部有識者の登用等によるガバナンスの強化を図る。また、センター研究員への謝金支払については、勤務実態を把握した上で支払う。学術研究動向調査研究に係る経費については、一律支給ではなく、計画書を踏まえて支給する。	1a	・平成22年12月に運営規程を改正して、センターの運営及び業務実施に関する重要事項を審議する「運営委員会」の委員の半数程度を学会及び産業界等の外部有識者とすることを新たに定め、平成23年2月には新たな委員構成で運営委員会を開催した。このように、センターの組織運営について多様な視点からの意見を反映できる体制を迅速に整備し、ガバナンスの強化を図った。 また、ガバナンス強化の観点から、平成23年2月の運営委員会で、センター研究員の資格に「産業界の研究者」も含める等の選考基準の見直しを行い、民間の研究機関を含む幅広い機関の外部有識者をセンター研究員に登用することとした。 ・平成23年1月に謝金の支給に係る規程を改正し、センター研究員の勤務実態を把握した上で、謝金を支給することとした。 ・学術研究動向調査研究に係る経費については、平成23年2月の運営委員会でその取扱いを審議し、一律支給を止め、実施計画書を精査した上で研究費を支給することとした。	措置済み
03 研究者養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進等、その他事業	事業の廃止・縮減を含めた整理合理化	22年度から実施	国際交流事業の廃止・縮減を含めた整理合理化など見直しを行う。特に、外国開催国際研究会派遣、拠点大学交流事業については平成22年度で廃止する。アジア研究教育拠点事業等のアジア関係事業の統合・メニュー化、及び、論文博士号取得希望者への援助の在り方については平成23年度中に検討し、結論を得て、平成24年度から実施する。また、産学協力総合研究連絡会議等の運営の在り方については平成22年度中に検討する。	1a	・外国開催国際研究会派遣、拠点大学交流事業については平成22年度で廃止した。 ・国際交流事業については、平成23年5月に基本的な方向性をとりまとめ、先端研究拠点事業、アジア研究教育拠点事業及びアジア・アフリカ学術基盤形成事業の3事業を統合し、平成24年度から研究拠点形成事業として開始することにより、審査等の事業実施に係る経費を12,750千円削減した。また、論文博士号取得希望者への援助の在り方については、支援対象年齢の引き下げなどの申請に関する要件の厳格化とともに、5年から3年への支援期間の短縮・40人から30人への採用人数の抑制により、平成24年度募集分から事業実施に係る経費を10,200千円削減した。 ・各産学協力委員会の設置継続審査を担当する産学協力総合研究連絡会議の委員について、平成22年度中に、産業界委員4名増を図ることにより、学界と産業界の委員数が同数程度となるようその構成を見直し、学界・産業界のニーズに、より適切に応えられるようにした。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	一番町事務所、一番町第二事務所の移転集約化	22年度以降実施	一番町にある2か所の国内事務所について移転・集約化の可能性を検討する。	1a	・平成23年2月に、一番町にあった2つの事務所の集約化・合理化を行った。 その結果、年間の賃貸料約2億円の節減を実現した。	措置済み
05	事務所等の見直し 海外事務所の見直し	22年度中に実施	北京、バンコクの海外事務所を他の研究開発法人等と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	・北京研究連絡センターについては、引き続き大学等との共同利用を推進している。 ・バンコク研究連絡センターについては、日本学生支援機構バンコク事務所と平成22年度末に共用化について合意し、平成24年3月より事務所の共用を開始した。 ・平成23年4月より宇宙航空研究開発機構バンコク事務所との会議室の共用を開始し、継続している。	措置済み

No.	25	所管	文部科学省	法人名	日本学術振興会
-----	----	----	-------	-----	---------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	学術研究の助成（科学研究費補助金）等助成事業	助成を行った研究課題について、大型の課題に対する追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・普及の仕組みを平成19年度末までに構築する。	1	<p>大型の課題についての追跡調査については平成19年度から開始した。</p> <p>研究成果の把握・公表については、毎年度研究終了後に提出される実績報告書により、研究成果として、発表論文、学会発表、図書、産業財産権の出願・取得の状況を把握するとともに、研究実績概要を国立情報学研究所のデータベースで公開している。平成19年度からは、新聞等で報道された科研費の研究成果の中から、特にユニークなものを取り上げ、「科研費NEWS」（冊子）として広く公開するとともに関係者に配付している。さらに、国立国会図書館関西館に納付している「研究成果報告書」については、平成20年度から従来の冊子体を数枚の様式に変更し、新たにインターネットで広く公開している。</p> <p>研究成果の普及については、小中高の児童・生徒を主な対象として、科研費の研究成果を分かりやすく説明する事業として、平成18年度より「ひらめき☆ときめきサイエンス事業」を実施している。</p>	
2	学術研究の助成（科学研究費補助金）等助成事業	競争的資金の不合理な重複、過度の集中、不正使用及び不正受給を防止するため、具体的取組や組織体制の整備を含めた仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。	1	<p>不正使用等の防止については、研究機関における研究費の管理・監査体制の整備の義務化、研究機関に補助金の経理責任者を特定させ、その報告の義務化、全ての採択者に対して、不正使用を行わない旨の誓約の確認、研究機関に対する実地検査の実施、研究機関の管理体制不備に対するペナルティ（間接経費の返還等）の導入、平成20年度応募分から「研究機関の公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等の状況報告書の提出の応募要件化を行っている。</p> <p>不合理な重複及び過度の集中を排除するため、平成19年度の研究計画調書から、応募中の研究費、受入予定の研究費、その他の活動ごとにエフォートを記載させ、審査会において確認を行っている。また、府省共通研究開発管理システムへのデータ登録を行っている。</p>	
3	学術研究の助成（科学研究費補助金）等助成事業	審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を引き続き進める。	1	<p>科研費の審査・配分について、応募書類の受付を平成20年度、審査業務については平成21年度に電子化を完了した。交付業務についても、交付申請書・実績報告書の電子化などを着実に推進し、応募者・審査員等の負担軽減など業務を効率的に実施しており、増加する業務に適切な人員・体制で対応できるよう効率化の取組を進めている。</p>	
4	学術研究の助成（科学研究費補助金）等助成事業	審査・評価業務の効率化を図り、応募者及び審査者双方の利便性の向上を図るため、応募手続及び審査業務を完全電子化する。	1	<p>審査・評価業務の効率化を図り応募者及び審査者双方の利便性の向上を図るため、平成16年度から応募手続及び審査業務について順次電子化を進め、平成20年度に完全電子化した。</p>	
5	学術研究の助成（科学研究費補助金）等助成事業	平成20年度応募分から「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等の状況報告書の提出を応募要件とする。	1	<p>平成20年度応募分から「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等の状況報告書の提出を応募要件とした。</p>	
事務及び事業の見直し					
6	研究者養成のための資金の支給	特別研究員（21世紀COEプログラム）については、順次廃止し、より重点化された拠点への支援に重点化する。	1	<p>特別研究員（21世紀COEプログラム）については、より重点化された「グローバルCOEプログラム」拠点への支援に重点化するため、21世紀COEプログラムの採択期間が終了した拠点から順次廃止し、平成20年度をもって終了した。</p>	
7	研究者養成のための資金の支給	特別研究員事業の対象を大学院博士課程在学者（DC）の支援に重点化する。また、大学等の研究に関する人材養成を促進するため、海外特別研究員事業と海外での研さん機会を付与する事業を一体的に実施し、その効果が最大限発揮できるよう事業を重点化する。	1	<p>第3期科学技術基本計画等を踏まえ、特別研究員事業の対象として、特別研究員（DC）の支援に重点化を図り、採用者数を拡充した。（19年度：4,070名→20年度：4,400名→21年度：4,600名→22年度4,736名→23年度：4,642名→24年度：4,582名→25年度：4,592名）</p> <p>海外特別研究員については、海外での研さん機会を付与する事業と一体的に実施しその効果を最大限に発揮できるよう、採用者数の拡充を図った。（19年度：376名→20年度：378名→21年度：384名→22年度：408名→23年度：486名→24年度：501名→25年度：545名）</p>	
8	学術の国際交流事業の促進事業	日本人の若手研究者に海外での研さん機会を付与する事業に重点を置くため、外国人特別研究員事業の規模を縮小し、効果的に研究者養成が実施できるよう見直しを行う。	1	<p>外国人特別研究員事業において、新規採用者数の減少等により予算規模を縮小した。（予算額：平成19年度 6,085百万円→平成20年度 5,382百万円→平成21年度 4,790百万円→平成22年度 4,106百万円→平成23年度 3,848百万円→平成24年度 3,589百万円→平成25年度 3,563百万円）</p> <p>一方、日本人の若手研究者に海外での研さん機会を奨励するため、若手研究者海外派遣事業や若手研究者インターナショナルトレーニングプログラムを実施するなど、研究者の養成のための取組を行っている。</p>	

9	学術の国際交流事業の促進事業	<p>外国との研究交流を目的とする拠点大学交流事業については、日本学術振興会が経費を全額負担しているが、国の財政依存度を引き下げるため、平成23年度までの間に段階的に廃止し、公募により相手方に対等な負担を求める方式による事業へと転換する。</p> <p>また、効率的かつ効果的な業務運営の観点から、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業については、費用対効果の検証を行うなど不断の見直しを行う。</p>	1	<p>拠点大学交流事業では、相手国にマッチングファンドを求める事業へ移行する方針に基づき、平成22年度をもって廃止した。</p> <p>効率的かつ効果的な業務運営を行うため、事後評価や課題実施者に対して事業の実施効果等についてのアンケート調査を実施することにより、事業に対するニーズを把握し、事業効果等の検証を行うとともに、有識者等からなる国際事業委員会において、海外の学術動向や国際情勢等を総合的に勘案した審査・評価や事業の改善の検討等を行った。</p> <p>また、学術システム研究センターに設置した「国際事業のあり方に関する検討タスクフォース」による国際交流事業の在り方及び個別事業の成果や改善案等についての提言に従いアジア関係事業の統合・メニュー化を行った。</p> <p>さらに、今後の国際交流事業の基本的方向性を定め、それに沿った戦略的業務展開を行うため、平成25年度に「日本学術振興会の国際活動に関する基本的な戦略」（「JSPS国際戦略」）を策定した。</p>	平成25年度に策定した「JSPS国際戦略」を基に、国際交流事業を戦略的に展開していく。
10	組織の見直し	<p>支部・事業所等の見直し</p> <p>海外研究連絡センター（カイロ、ナイロビ）については、効率的な業務運営の観点から、独立行政法人評価委員会による評価等を踏まえながら、活動状況の検証に努め、廃止等見直しを検討する。</p>	1	<p>海外研究連絡センター（カイロ、ナイロビ）においては、これまででも少人数・低コストの効率的な業務運営に留意しつつ、当該地域におけるフィールドワーク支援や研究者ネットワークの構築に取り組んできた。</p> <p>文部科学省独立行政法人評価委員会（平成20年度）において、海外研究連絡センターの活動状況等の検証を実施し、廃止等見直しの検討を行った。その結果、「海外研究連絡センターについては、効率的な業務運営の観点から、各センターが置かれている地域の特性、当該地域における位置付けをしっかりと踏まえた上で事業を実施することが重要である。特に、アフリカ地域においては、大学等の事務所・拠点数が非常に少なく、日本人研究者の海外研究の足がかりとなるような拠点が乏しいという現状がある。増大するアフリカ地域研究など重要性・学術研究の特殊性に鑑み、欧米諸国等のセンターと同じように活動量を重視した運営ではなく、当該地域における拠点性など質的な要素についても留意した運営へと転換を図った上で、学術動向や海外情報収集に努め、機能の充実を図っていく必要がある。」との評価を得た。</p> <p>この評価結果を踏まえ、東京本部及び各海外研究連絡センターとの連携を一層強化するため、新たに「大学国際化支援海外連携本部」を設置するとともに、活動状況のさらなる検証を行った。</p> <p>これらの経緯を踏まえ、両センターについては引き続き効率的な業務運営に努めつつ、その特性を踏まえた機能の充実を図ることとし、中期計画にその旨の記載を行った。（文部科学省独立行政法人評価委員会（平成21年2月）において承認。）</p> <p>具体的な例としては、振興会事業経験者により設立した同窓会組織を活用し研究者ネットワーク構築を支援するほか、アフリカにおける貴重な対応機関（エジプト高等教育・科学研究技術省（MOHE/MOSRT）、ケニア国家科学技術会議（NCST））との間で、覚書に基づき連携協力している。）さらに特徴的な活動としては、カイロ研究連絡センターにおいては、日本の大学の国際展開支援機能に重点を置き上智大学との事務所の共同利用を行っている。一方、ナイロビ研究連絡センターにおいては、日本人研究者がケニアで調査を行う際に必要となる調査許可の申請を支援するなど、地域性を活かした運営を行っている。また、両センターにおいてセンターホームページを充実化させ、同センター開催のイベント情報や、同地域において日本の大学が行う研究・調査の情報を掲載することにより、日本と同地域の学術の国際交流事業に関する情報の収集・提供・発信機能を一層強化している。</p>	①事務所の共同利用等の我が国の大学の国際化支援、②現地学術情報の収集・発信及び日本の学術情報の現地発信（情報提供、シンポジウム・セミナーの開催）、③同窓会支援など現地における研究者ネットワークの構築（JSPSエジプト同窓会、JSPS東アフリカ同窓会）を行うことにより、平成25年度に策定した「JSPS国際戦略」を基に、機能の一層の充実を図る。
11	業務運営体制の整備	<p>複数の評定者による客観的な勤務評定による職員の処遇への反映について、平成20年度より本格的に実施する。</p>	1	<p>複数の評定者による客観的な勤務評定をより厳格に行うことにより、特別昇給や勤労手当等について、職員の処遇へ適確に反映した。</p>	
12	運営の効率化及び自律化	<p>「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度予算の人件費と比較し、5%以上削減する。また、業務の効率化の観点から、業務委託を積極的に推進する。</p>	1	<p>平成22年度の人件費については職員の昇級号俸数を抑制することなどにより、平成17年度と比較して△8.6%となり、着実に削減がなされた。</p> <p>また、各事業の業務を精査し、合理的かつ効率的に事業が実施できるよう検討を進め、情報システム運用管理やデータ入力等にかかる業務の外部委託を推進した。</p>	
13	随意契約の見直し	<p>平成20年1月1日より、国の随意契約の基準を全面的に実施する。</p>	1	<p>平成19年12月に独立行政法人日本学術振興会契約規則の一部改正し、平成20年1月より、随意契約できる限度額の基準について国の基準に合わせた。</p>	